

令和3年度 第1回
山口県デジタル・ガバメント構築連携会議
デジタルデバイド対策専門部会

次第

日 時:令和3年9月6日(月) 14:00～

場 所:WEB会議(県庁共用第3会議室)

1 部会長(デジタル推進局長)あいさつ

2 デジタルデバイド対策に係る連携・協働体制の構築について P1

- ・ 山口県デジタル・ガバメント構築連携会議設置要綱 資料1
- ・ 山口県デジタル・ガバメント構築連携会議
デジタルデバイド対策専門部会設置要綱 資料2

3 デジタルデバイド対策に係る国、地域の取組状況について P5

- ・ 県内でのデジタルデバイド対策の取組状況等 資料3

4 デジタルデバイド対策に係る今後の取組について P8

5 意見・情報交換

デジタルデバイド対策に係る連携・協働体制の構築について

目的

様々な主体が県内で取り組むデジタルデバイド対策を一体的かつ効果的に推進するため、山口県デジタル・ガバメント構築連携会議に、デジタルデバイド対策専門部会を設置する。

設置

令和3年9月6日(事務局:山口県総合企画部デジタル推進局デジタル政策課)

構成

区分	構成	区分
山口県	デジタル推進局長	部会長
	デジタル政策課長	
	デジタル・ガバメント推進課長	
市町	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町	委員
携帯電話通信事業者	株式会社NTTドコモ	専門委員
	KDDI株式会社	
	ソフトバンク株式会社	
	楽天モバイル株式会社	
関係団体	一般財団法人山口県デジタル技術振興財団	
	山口県市町総合事務局	

事業

デジタルデバイド対策の取組・事業に係る連携・調整・協働

デジタルデバイド対策に係る連携・協働体制の構築について

山口県デジタル・ガバメント構築連携会議 [事務局: 県デジタル・ガバメント推進課]

情報システムの標準化・共通化ワーキング

行政手続オンライン化ワーキング

RPA等共同利用ワーキング

県、市町で構成され、
デジタル・ガバメント
構築に係る個別
テーマを検討

デジタルデバイド対策専門部会 (R3.9~) [事務局: 県デジタル政策課]

・デジタルデバイド対策の取組・事業に係る連携・調整・協働

山口県デジタル・ガバメント構築連携会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 県内市町におけるデジタル・ガバメントの構築に向けた取組を進めることを目的とし、山口県デジタル・ガバメント構築連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) デジタル・ガバメントの構築に係る連携・調整に関すること。
- (2) デジタル化及びDXの推進における連携・協働に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連携会議は、議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、山口県総合企画部デジタル推進局長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者とする。

(議長)

第4条 議長は、連携会議を統括する。

(連携会議)

第5条 連携会議は、議長が必要に応じて招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をオブザーバーとして出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 連携会議に専門の事項を調査させるためワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、委員の推薦を受けた者をもって組織する。

(専門部会)

第7条 連携会議に特定の政策課題等への対応に当たらせるため専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(庶務)

第8条 連携会議の庶務は、山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年1月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年9月6日から施行する。

別表（第3条第3項関係）

区 分	委 員
山口県	総合企画部デジタル推進局 デジタル政策課長、デジタル・ガバメント推進課長
市町	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町の各情報政策担当部課長

山口県デジタル・ガバメント構築連携会議デジタルデバインド対策専門部会 設置要綱

(設置)

第1条 様々な主体が県内で取り組むデジタルデバインド対策を一体的かつ効果的に推進するため、山口県デジタル・ガバメント構築連携会議設置要綱第7条第1項の規定に基づき、山口県デジタル・ガバメント構築連携会議（以下「連携会議」という。）にデジタルデバインド対策専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 県内におけるデジタルデバインド対策の推進に係る連携・協働・調整に関すること。
- (2) その他専門部会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 専門部会は、部会長、委員及び専門委員をもって組織する。

- 2 部会長は、山口県総合企画部デジタル推進局長をもって充てる。
- 3 委員は、連携会議の委員又はその推薦を受けた者とする。
- 4 専門委員は、別表に掲げる団体の推薦を受けた者とする。

(会議)

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、部会長をもって充てる。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）以外の者をオブザーバーとして出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 4 委員等が会議に出席できないときは、委員等があらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。この場合は委員等が会議に出席したものとみなす。

(庶務)

第5条 専門部会の庶務は、山口県総合企画部デジタル推進局デジタル政策課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年9月6日から施行する。

別表（第3条第4項関係）

区 分	団 体
携帯電話通信事業者	株式会社NTTドコモ KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社
関係機関	一般財団法人山口県デジタル技術振興財団 山口県市町総合事務局

デジタルデバイド対策に係る国、地域の取組状況について

国の動向

- 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針(R2.12)」において、「デジタル格差」の解消を重要な政策課題として取組を推進。令和3年6月から、全国約1,800か所で、高齢者等のデジタル活用を支援する「講習会」を開始
- 地域の担い手による幅広い取組を積極的に支援することなどを掲げたデジタル活用支援に関する「全体構想(R3~7)」を策定・取組を加速

1. 総務省のデジタル活用支援事業のアウトプット指標

	事業実施団体が実施 (携帯ショップがある 924市区町村)		講師派遣 (携帯ショップがない 817市町村)	計 (KPI)
	R3年度	R4~7年度	R4~7年度	
箇所数	1800	4000	400	5000箇所
市区町村数	700※1	924※2	400※4	全1741団体
講習会の回数	8.7万回	30万回※3	1万回	130万回
参加者数	40万人	200万人	10万人	1000万人
支援員の人数	3000人	8000人	2000人	1万人

- ※1 市区町村数ベース40%、人口ベース86%
- ※2 市区町村数ベース53%、人口ベース93%
- ※3 R4以降は、R3と比べ、1箇所当りの講習会の回数・参加人数を多く見込む
- ※4 市区町村数ベース23%、人口ベース4%
- ※5 毎年度見直しを行う

2. 国民運動としての取組

- 若い世代が高齢者にデジタル活用を教えることを促すための周知活動
(例 e-ネットキャラバン、高校生ICTカンファレンスとの連携)
- 地域のサポート体制の確立 (地方公共団体、高齢者団体、商工団体、農業団体、町内会・自治会、NPO法人などの様々な地域の担い手の積極的な取組を後押し)
- 地域における多様な「支援員」の育成・確保
 - ・若い世代のデジタル・リテラシーの引き上げ
 - ・意欲のある高齢者が「教える側」として参加
 - ・支援員の担い手となるインセンティブ付与
- テレビ・ラジオによる政府広報の活用
- デジタルの日 (10月10日、10月11日) の一斉講習会

5年後 (R8年度) の アウトカム指標

KPI
<ul style="list-style-type: none"> ➢ スマホ等を使いこなすことができる高齢者の割合 (数値目標: 5年間で70%に引き上げる、使いこなすことができない高齢者を半減) ※6 ➢ 「デジタル・ガバメント実行計画」に記載の、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続のオンライン利用率

※6 スマホの利活用に関する国民の意識調査を定期的に実施。2025国勢調査で市区町村毎の割合を把握することも検討。令和3年1月の内閣府世論調査では60歳以上の46%がスマホ等を利用と回答。

県内でのデジタルデバイド対策の取組状況等

令和3年6月～7月調査

1 国事業(デジタル活用支援推進事業)の採択状況

(1) 地域連携型の採択状況

- 2市(萩市[萩市社会福祉協議会]、山陽小野田市[山口テレコム(株)])
※[]内は実施主体(申請者名)

(2) 全国展開型の採択状況

- 19拠点(ドコモ、KDDI、ソフトバンク各社が9市の携帯ショップで開催)

2 市町独自の取組状況(国のデジタル活用支援推進事業は除く)

- 6市 ※以下は主な取組の概要
 - ・ 公民館等、地域の施設でスマホ操作やPCの説明会等の開催
 - ・ 大学等との連携によるデジタル人材育成講座の開催
 - ・ 公民館へのタブレット端末配置によるオンライン相談環境の整備
 - ・ 大手情報サービス企業との連携によるデジタル活用支援講座用教材の開発 等

3 国、県等への支援ニーズ等

【主な意見・要望等】

1 支援事業等の提案

(1) 総論的事項

- 全県的なデジタルデバイドの解消に向けての取組の推進
- 国のデジタル活用支援推進事業(高齢者等へのスマホ教室(講習会))の全国展開型(携帯電話通信事業者実施分)の実施は、携帯電話ショップが実施拠点になるため、ショップがない中山間地域等への派遣の取組促進
- 携帯電話通信事業者やベンダーと連携したデジタルデバイド対策への支援
- 国のデジタル活用支援推進事業による継続的な支援

(2) 個別的事項

- 特定の課題やテーマに対する取組への支援
- リモートサポート窓口の設置
- 高齢者等がスマホを購入・買替に要する費用への補助制度の創設
- 国や県によるデジタル支援員(人材)の育成や、支援員(人材)の派遣制度の創設

2 情報提供・総合調整

- 国事業の活用以外にも、高齢者等を対象としたスマホ教室等への講師派遣が可能な団体(携帯電話通信事業者等)の情報提供
- 他の自治体のデジタルデバイド対策に係る取組事例の情報提供

デジタルデバイド対策に係る今後の取組について

事業計画(案)

国の「デジタル活用支援推進事業」の県内における取組促進を図るとともに、県独自の広域的取組として、高齢者等のデジタルデビュー、デジタルスキル向上に向けた取組を県、市町、携帯電話通信事業者等との連携・協働により推進

令和3年度

スタートアップの取組

◎ 「山口県デジタルデバイド対策専門部会」の設置 [令和3年9月～]

[設 立] 令和3年9月6日

[目 的] 様々な主体が県内で取り組むデジタルデバイド対策を一体的かつ効果的に推進するため、山口県デジタル・ガバメント構築連携会議に、デジタルデバイド対策専門部会を設置

[構 成] 県(デジタル推進局)、19市町情報政策担当部署、各携帯電話通信事業者(一財)山口県デジタル技術振興財団、山口県市町総合事務局

◎ 「デジタル活用支援に係るセミナー」の開催

[主 催] 山口県デジタルデバイド対策専門部会

[時 期] 令和3年秋頃

[内容案] ・ デジタル活用の機運醸成を図るセミナー
・ デジタル技術・機器に関する相談会 等

デジタルデバイド対策に係る今後の取組について

令和4年度

事業の本格化

「山口県デジタルデバイド対策専門部会」を推進母体に、高齢者等のデジタルデバイドの是正・解消を図るため、次の「3つの視点」に基づく事業・取組を構築・推進

1 国のデジタル活用支援推進事業の利活用促進

例)・ 国のデジタル活用支援推進事業(講習会開催事業)や、国が提示する地域におけるデジタル活用支援の枠組を活用した取組[教材の利活用、講師紹介等]に関する情報提供、利活用促進

2 地域における取組促進に向けた人材の確保・育成等

例)・ 地域(市町)独自に開催する講習会等への講師派遣への支援

- ・ 地域独自の「デジタル支援員」の育成への支援
- ・ 講習会受講者へのフォローアップ体制の構築

3 県、市町、事業者等の連携・協働による新たな取組の検討

例)・ 県、市町、携帯電話通信事業者等の連携・協働による新たなデジタル活用支援事業の検討・実施(地域独自の実践講習開催の支援、デジタルサービスの利活用促進に係るモデル事業の実施等)

デジタルデバйд対策に係る今後の取組について

主なスケジュール(R3)



